

「5月16日のひかり633号の事態」 に関する業務委員会を開催！

7月6日、地本は「5月16日のひかり633Aの事態」に関する申し入れについて、業務委員会を関西支社と行いました。参加者は、組合側は今田業務部長、渡邊組織担当部長、細田車両担当部長、下茂運輸担当部長、西組織部長。会社側は、足立人事課課長代理、辻井運輸課課長代理、丹藤車両課課長代理、深谷人事課係長でした。

「申」第35号「5月16日ひかり633号の事態」に関する申し入れ

5月16日、ひかり633号の運転士が、走行中に生理現象が発生したため、車掌を運転室に呼び、3分間運転室を離れる事態が発生した。

報道によると、会社は「運転士らの処分について厳正に対処する」と言っているようであるが、このような厳罰主義とともれる対応は到底認められない。

よって、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. 今回の事態の経過と今後の対策について、詳細を明らかにすること。

【会社回答】

5月16日、633Aに乗務していた当該運転士は、小田原駅到着前に腹痛を感じたため、車掌を運転室に呼んだ。当該列車が、熱海駅を通過し車掌が運転室に到着した後、運転士は客室のトイレに行くため、約3分間運転室を離れた。当該運転士は、運転室に戻った後、三島駅を1分遅通した旨、指令に報告を行ったため、一連の事実関係を確認したところ、今回の事象が発覚した。本件を受け、5月21日に緊急現場長会議を実施するとともに、運輸所に所長掲示を掲出するとともに、職責の重要性・ルールへの遵守・正しい報告の必要性・重要性について再度徹底を図った。5月26日からは、全運転士・車掌を対象に緊急事故防止面談を実施し、上記の点に加え、法令違反になる行為、運転操縦中の便意をもよおした時等の具体的なフロー等について個別に指導を行うとともに、上記内容の理解度確認を実施した。また、運輸4指令員に対しても5月26日から個別に面談を実施し、関係ルー

ル及び、躊躇なく停止手配について再徹底を図った他、体調不良を申告した乗務員の対応を行う際の注意事項について指導した。今後については、定例訓練にて今回の事象及び上記指導・徹底事項を再周知するなど、必要な教育を継続して行っていく。

2. 心身異常を自覚したときは運転士の判断で列車を停止させ、指令には事後報告とすること。

【会社回答】

乗務員は、乗務前・乗務中に心身異常を自覚したら、すみやかに関係当直または、指令等に連絡するとしているが、乗務中に心身異常を自覚し運転の継続が不可能または、それに近い状態になった場合には、すみやかに列車または車両を停止させ、その後指令報告を行うという取り扱いで問題ない。

3. トイレに行くことを指令に報告した場合、乗務後の事情聴取は行わないこと。

【会社回答】

事象や原因の正確な把握などのために、必要な事実確認は今後行う。

4. 関係者への日勤教育を直ちにやめ、処分は行わないこと。

【会社回答】

「日勤教育」が何を指しているか不明であるが、必要な事実確認、教育等を行う。今後も、事象の内容等を踏まえ、適切に対応する。尚、懲戒処分については、就業規則等に基づき適切に対処する。

5. 今後は、新幹線動力車操縦者運転免許証を持った乗務員を必ず1名以上を車掌として乗務させることを基本にした車掌3名体制とすること。

【会社回答】

その様な考えはない。今回のように、代替乗務員がいない場合には、列車を停止させ必要な対応を行う。尚、現行の体制においても取り扱いの誤りがないようルールを再徹底を図った。

6. 前記のためにも、運転士要員を確保するために、54歳以降の原則出向をやめること。

【会社回答】

5番の回答と同じ

(その様な考えはない。今回のように、代替乗務員がいない場合には、列車を停止させ必要な対応を行う。尚、現行の体制においても取り扱いの誤りがないようルールを再徹底を図った。)

(若干のやり取り)

組合：今回、当該運転士が、指令報告をすべきところをしなかった原因はなにか。

会社：本人は、恥ずかしかったと言うことをチラッと聞いている。

組合：今までにトイレに行くと言うことで列車を止めた事象はあるのか。

会社：運転士の体調不良で止めた事象は、過去10年間でいうと1度ある。運転停車で止めた。

組合：会社として今回の実際の原因は何と考えているのか。

会社：しっかり報告しなかったことが原因。

組合：指令報告しなかった理由は、例えば、本線上で体調管理が悪くて会社から責められて列車を止めて遅らすことによる日勤教育に入るなどの危機意識とか、トイレに行くことで列車を止めたことが他の乗務員にバレたら恥ずかしいとか、車掌にきてもらって黙っておくとか色々背後要因があると思うが、会社としてどう考えているのか。

会社：そこについては面談でしっかりと対応していく。

組合：それは対策だ。

組合：ただ恥ずかしかっただけでそういう行動をおこしたのか。

会社：そう聞いている。

組合：何故、虚偽の報告をしたのか。

会社：虚偽の報告の原因は、恥ずかしかったからだ。

組合：（指令に）言えないという環境を払拭しない限りと、またこの種の問題がまた起こるのではないか。職場で面談したが、列車を止めることの不安は払拭されたわけではない。

会社：体調が悪かったら列車をしっかり止めて、まず安全を確保して下さいと指導している。体調不良を申告した受け手側（指令）も指導した。

組合：今までの指導が足らなかったのではないか。いつでも体調不良で列車を止めていいですよ、処分ありませんよと普段から指導していたらこんな事象は起こらなかったはずだ。

会社：ルール通り指令に言ってもらったら処分もない。

- 曖昧な原因究明では再発防止にはならない！
- これまでの指導不足を当該乗務員だけの問題で片付けるな！
- 体調不良で指令に報告し列車を止めても処分はない！